

条例第 26 号

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

宇和島市長

潤原文彰

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手当の種類)</p> <p>第4条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第4条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 災害応急作業等手当</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p><u>第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場で行う巡回監視、災害状況調査等</u></p> <p><u>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、作業が</u></p>

(行旅死亡人等処理手当)

第6条 (略)

(野犬、畜犬等取扱手当)

第7条 (略)

(汚物処理手当)

第8条 (略)

(研究手当)

第9条 (略)

(時間外診察手当)

第10条 (略)

(特殊勤務手当の支給方法)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

日没時から日出時までの間において行われた場合における額は、当該各号に定める額にその100分の50に相当する額を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては100分の100に相当する額を加算した額とする。

(1) 前項第1号の作業 480円

(2) 前項第2号の作業 730円

(行旅死亡人等処理手当)

第7条 (略)

(野犬、畜犬等取扱手当)

第8条 (略)

(汚物処理手当)

第9条 (略)

(研究手当)

第10条 (略)

(時間外診察手当)

第11条 (略)

(特殊勤務手当の支給方法)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。